県章

山形県公報

令和８年９月29日（火）
第741号
毎週火・金曜日発行

目　　次

規　　則

○山形県歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則……（医療政策課）…969

訓　　令

○山形県歯科技工士法施行手続の一部を改正する訓令……（　同　）…971

告　　示

○農用地利用集積等促進計画の認可……（農村整備課）… 同
○道路の区域の変更……（村山総合支庁西村山建設総務課）…972
○県道の供用の開始……（　同　）… 同
○開発行為に関する工事の完了……（村山総合支庁建築課）… 同

人事委員会関係

規　　則

○山形県人事委員会規則５－１（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則…… 同

公　　告

○特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……（会　計　局）…978

正　　誤

規　　則

山形県歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月29日

山形県知事　　吉　　村　　美　栄　子

山形県規則第49号

山形県歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

山形県歯科技工士法施行細則（昭和30年10月県規則第52号）の一部を次のように改正する。

第２条中第４号を第５号とし、第３号を第４号とし、第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

(2) 規則第13条第３項の規定により歯科技工所の開設者に対し歯科技工所番号を通知すること。

別記様式第２号中「本　　籍（国 籍）」を「本　籍（国籍等）」に改める。

別記様式第５号中

「

２　開設の場所	
３　変更した理由	

」を

「

２　歯科技工所番号	
３　開設の場所	
４　変更した理由	

」に、「４変更した事項」を「５　変更した事項」に、「５　変更年月日」を「６　変更年月日」に改める。

別記様式第６号中

「

２　開　設　の　場　所	
３　休止（廃止、再開）の理由	
４　休止（廃止、再開）の年月日	年　月　日
５　休　止　の　予　定　期　間	年　月　日まで

」を

「

２　歯　科　技　工　所　番　号	
３　開　設　の　場　所	
４　休止（廃止、再開）の理由	
５　休止（廃止、再開）の年月日	年　月　日
６　休　止　の　予　定　期　間	年　月　日まで

」に改める。

別記様式第７号中「の名称」を「の名称、歯科技工所番号」に、

「

名　　称	
開設の場所	

」を

「

名　　称	
歯科技工所番号	
開設の場所	

」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和８年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正前の別記様式第２号及び別記様式第５号から別記様式第７号までの規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

（知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）

３　知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年９月県規則第70号）の一部を次のように改正する。

別表保健所長の項委任事項の欄第２項第１号中ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ　歯科技工士法施行規則第13条第３項の規定による歯科技工所の開設者に対する歯科技工所番号の通知に関すること

訓　　令

山形県訓令第15号

健康福祉部
保　健　所

山形県歯科技工士法施行手続の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和８年９月29日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

山形県歯科技工士法施行手続の一部を改正する訓令

山形県歯科技工士法施行手続（昭和49年３月県訓令第４号）の一部を次のように改正する。

別記様式第２号中

「

名　　称	

」を

「

名　　称	
歯科技工所番号	

」に改める。

附　則

１　この訓令は、令和８年10月１日から施行する。

２　改正前の別記様式第２号の規定による用紙でこの訓令の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

告　　示

山形県告示第714号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第１項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和８年９月29日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
山 形 市	１者	山形市大字谷柏元下谷柏字鼠谷地61番ほか２筆
上 山 市	５者	上山市泉川字沼ノ上167番１ほか12筆
山 辺 町	１者	東村山郡山辺町大字山辺字立道6228番ほか１筆
舟 形 町	５者	最上郡舟形町長沢字幅572番ほか15筆

２　認可年月日
　令和８年９月18日

山形県告示第715号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和８年９月29日から同年10月13日まで縦覧に供する。

令和８年９月29日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　道路の種類　県道
２　路　線　名　寒河江西川線
３　変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区　間	旧新の別	敷地の幅員	延　長
寒河江市六供町二丁目2634番３から 同　大字寒河江字追方丙1557番７まで	旧	14.9 メートル ～ 9.3	482 メートル
同　上	新	14.9 メートル ～ 14.0	同　上

山形県告示第716号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和８年９月29日から同年10月13日まで縦覧に供する。

令和８年９月29日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　路　線　名　寒河江西川線
２　供用開始の区間　寒河江市六供町二丁目2634番３から
　同　大字寒河江字追方丙1557番７まで
３　供用開始の期日　令和８年９月29日

山形県告示第717号

次の開発行為は、完了した。

令和８年９月29日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　許可番号
　令和８年５月18日　指令村総建第116号
２　開発区域に含まれる地域の名称
　上山市久保手字久保手4502番２
３　開発許可を受けた者の住所及び氏名
　上山市久保手4005番地の10　渡邉　聖王

人事委員会関係

規　則

山形県人事委員会規則５－１（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月29日

山形県人事委員会
委員長　安孫子　俊　彦

山形県人事委員会規則５－１（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則５－１（給与の支給に関する基準と手続）の一部を次のように改正する。

第96条の見出し中「終期」を「終期等」に改め、同条第１項中「の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）」を削り、「以下」を「以下この章において」に改め、同条第２項中「その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月」に改め、同項後段を削り、同項に次の３号を加える。

(1) 通勤手当の額を増額して改定する場合（第３号に掲げる職員を除く。） 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月（当該改定に係る第88条第１項の規定による届出が、当該事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月）

(2) 通勤手当の額を減額して改定する場合又は改定前の通勤手当の額と改定後の通勤手当の額が同額である場合（次号に掲げる場合を除く。） 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）

(3) 月の初日から末日までの期間に職員に通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日が２以上ある場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める月

イ　通勤手当の額を増額して改定する場合に相当するものとして人事委員会が定める場合　人事委員会の定める月

ロ　イに掲げる場合以外の場合　これらの事実の生じた日の属する月の翌月

第96条に次の２項を加える。

３　前項第３号イに掲げる場合における同号イに定める月の支給額は、人事委員会が定める。

４　特別の事情により第１項又は第２項の規定によることが著しく不適当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

第96条の２第１項中「もの」を「通勤手当にあつては、返納させるものとして取り扱うことが適当でない場合として人事委員会が定める場合に係るもの」に改め、同条第２項第１号中「第98条第４項」を「第98条第１項」に改め、同号イを次のように改める。

イ　ロに掲げる場合以外の場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ｲ) (ﾛ)に掲げる場合以外の場合　前項第２号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等（同号の改定後に１箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等）、同項第１号、第３号又は第４号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

(ﾛ) 前項第２号に掲げる事由が生じ、前条第２項第１号又は第３号イに掲げる場合に該当した場合であつて、当該事由が生じた日の属する月が前項第２号の改定前の通勤手当の額に係る支給単位期間に係る最初の月であるとき　既に支給された通勤手当のうち、同号の改定前の当該事由に係る普通交通機関等、新幹線鉄道等、交通用具又は駐車施設等（同号の改定後に１箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等、新幹線鉄道等、交通用具及び駐車施設等）に係る通勤手当の額

第96条の２第２項第２号イ中「第98条第４項」を「第98条第１項」に改め、同条第３項中「事由発生月」を「事由発生月（前項第１号イ(ﾛ)に掲げる場合に該当する場合にあつては、人事委員会の定める月）」に改める。

第96条の４第２項を次のように改める。

２　月の中途において派遣等となつた場合又は出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなつた場合には、支給単位期間は、その後復職し、若しくは職務に復帰した日の属する月又は再び通勤することとなつた日の属する月から開始する。

第96条の４第３項を削る。

第98条を次のように改める。

（支給日等）

第98条　条例第12条の６第６項の人事委員会規則で定める通勤手当は、１箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えるときにおける通勤手当とし、同項の人事委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

２　条例第12条の６第６項の人事委員会規則で定める日は、給料の支給日とする。

３　支給単位期間等に係る最初の月に通勤手当を支給することが困難な場合として次の各号のいずれかに該当する場合には、通勤手当は、その翌月の給料の支給日に支給するものとする。

(1) 職員に新たに通勤手当被支給職員たる要件が具備されるに至つた日がその日の属する月の給料の支給日以後となる場合

(2) 職員に通勤手当の額を変更すべき事実が生ずるに至つた日がその日の属する月の給料の支給日以後となる場合（第96条第２項第２号又は第３号ロに掲げる場合に該当して支給額を改定する場合を除く。）

４　条例第12条の６第６項の規定により通勤手当を支給する日（以下この条において「支給日」という。）までに第88条第１項の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、通勤手当を当該通勤手当の支給日に支給することができないときは、当該支給日後に支給することができるものとする。

５　支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給するものとする。

６　職員が任命権者又は会計区分を異にして異動した場合であつて、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月（第３項各号に掲げる場合に該当する場合にあつては、当該月又はその翌月）であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、次の各号に掲げる支給単位期間等の区分に応じ、当該各号に定める任命権者及び会計区分において支給する。

(1) 職員に新たに通勤手当被支給職員たる要件が具備されるに至つたことにより支給が開始され、又は第96条第２項第１号若しくは第３号イに掲げる場合に該当して支給額が改定された通勤手当に係る支給単位期間等　当該開始又は改定に係る事実の生じた日において職員が所属する任命権者及び会計区分

(2) 前号に掲げるもの以外の支給単位期間等　当該支給単位期間等に係る最初の月の初日に職員が所属する任命権者及び会計区分

７　前項の規定により職員が異動前に所属していた任命権者及び会計区分において通勤手当を支給する場合であつて、当該異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、当該通勤手当をその際支給するものとする。

別記様式第４号を次のように改める。

別記様式第４号

通　　勤　　届

年　　月　　日提出

任命権者 殿	勤務公署・所属名	
	所在地	
職　名 氏　名	住居（通勤経路の略図は「通勤経路の略図①」欄へ記入すること。）	

山形県人事委員会規則５－１（給与の支給に関する基準と手続）第88条第１項の規定に基づき、通勤の実情を届け出ます。

届出の理由

□１　新規（任命権者を異にして異動した場合を含む。）
□２　勤務公署の所在地を異にする異動
□３　住居の変更
□４　通勤経路の変更
□５　通勤方法の変更
□６　駐車施設等の変更等
□７　運賃等又は駐車施設等の料金の負担額の変更

□　直前の届出の区間と同一の区間がある
（該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付する。）
□　（駐車施設等を利用する場合）職員の配偶者若しくは条例第11条第２項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして人事委員会が定める施設でない

上記事実の発生年月日　　年　　月　　日

順路	通勤方法の別	区間	距離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	駐車施設等の所在地	駐車施設等の料金	駐車施設等の利用形態	備考
１□		住　居から（　経由）　まで	・　km	分		円		円		
２□		から（　経由）　まで	・　km	分		円		円		
３□		から（　経由）　まで	・　km	分		円		円		
４□		から（　経由）　まで	・　km	分		円		円		
５□		から（　経由）　まで	・　km	分		円		円		
６□		から（　経由）　まで	・　km	分		円		円		
７□		から（　経由）　まで	・　km	分		円		円		

総通勤距離２㎞未満の場合に普通交通機関等を利用又は交通用具を使用する理由				
記入上の注意	総通勤距離	・　km	総所要時間	分

１　「届出の理由」欄中「４　通勤経路の変更」及び「５　通勤方法の変更」には勤務公署の所在地が変更したことによる通勤経路の変更を含み、「７　運賃等又は駐車施設等の料金の負担額の変更」には勤務態様の変更（交替制勤務から普通勤務への変更等）による負担額の変更を含む。

２　「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自転車、自動二輪車、自動車、○○線、○○新幹線等の別を記入する。
この場合において、交通用具の種類を記入するときは、規則第90条の２に規定する自動車等と二輪車等の区別が明確にわかるようにすること。

３　「乗車券等の種類」欄には、通勤に使用する乗車券等（定期券（○箇月）、○枚綴回数券、優待乗車券等の別）を記入する。

４　「左欄の乗車券等の額」欄には、通勤に使用する乗車券等（定期券（○箇月）、○枚綴回数券、優待乗車券等）の額を記入する。

５　「駐車施設等の所在地」欄には、通勤に利用する駐車施設等の所在地（○市○丁目○番○号等）を記入する。

６　「駐車施設等の料金」欄には、実際に負担する額（駐車の都度その料金を支払う場合等の場合は１回の利用額）を記入する。

７　「駐車施設等の利用形態」欄には、１月払い、複数月払い（○箇月）、１回払い、回数券（○枚綴り○円）等の別を記入する。

８　往路と復路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。

９　通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。

条例第12条の６第３項又は第４項の適用を受ける職員（新幹線鉄道等利用者）

□８　異動等に伴い、通勤が困難になつたことにより新幹線鉄道等を利用することとなつた職員

□９　単身赴任手当を受給していた職員で、配偶者と同居し通勤が困難となつたことにより新幹線鉄道等を利用することとなつた職員

□10　配偶者と同居して子を養育するために転居し、通勤が困難となつたことにより新幹線鉄道等を利用することとなつた職員

□11　介護のために父母の住居等に転居し、通勤が困難となつたことにより新幹線鉄道等を利用することとなつた職員

□12　上記10又は11たる職員の要件を欠くに至つた職員

□13　その他（　　）

＊現公署への異動発令年月日	年　月　日	＊異動等前の住居への入居年月日	年　月　日
＊異動等の直前の住居		＊現住居への入居年月日	年　月　日

新幹線鉄道等利用者の新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等（通勤経路の略図は「通勤経路の略図②」欄へ記入すること。）

順路	通勤方法の別	区　間	距　離	所要時間	備　考
1		住　居から（　経由）　まで	・　km	分	
2		から（　経由）　まで	・　km	分	
3		から（　経由）　まで	・　km	分	
4		から（　経由）　まで	・　km	分	
5		から（　経由）　まで	・　km	分	
6		から（　経由）　まで	・　km	分	

記入上の注意	総通勤距離	・　km	総所要時間	分

１　＊欄は□８に✓印を付した職員のみ記入する。

２　「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自転車、自動二輪車、自動車、○○線等の別を記入する。この場合において、交通用具の種類を記入するときは、規則第90条の２に規定する自動車等と二輪車等の区別が明確にわかるようにすること。

通勤経路の略図①（住居から勤務公署までの略図を記入し、通勤経路を朱書すること。）	通勤経路の略図②（新幹線鉄道等利用者の新幹線鉄道等を利用しない場合の住居から勤務公署までの略図を記入し、通勤経路を朱書すること。ただし、左図と同様の場合は、「同左」と記入すること。）

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和８年10月１日から施行する。

（支給単位期間等の開始に関する経過措置）

２　令和８年９月２日から同月30日までの間（以下「特定期間」という。）に職員に新たに第88条第１項に規定する通勤手当被支給職員たる要件が具備されるに至った場合若しくは通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合又は職員がこの規則による改正前の山形県人事委員会規則５－１（給与の支給に関する基準と手続）（以下「改正前の規則」という。）第96条の４第２項に規定する場合（同条第３項に規定する場合に該当しているときを除く。）に該当し、特定期間に復職し、若しくは職務に復帰した場合の通勤手当に係るこの規則による改正後の山形県人事委員会規則５－１（給与の支給に関する基準と手続）（以下「改正後の規則」という。）第96条の２第２項第２号イに規定する支給単位期間等は、同年10月から開始するものとする。

（別記様式に関する経過措置）

３　この規則の施行の際現に提出されている改正前の規則別記様式第４号による通勤届は、改正後の規則別記様式第４号による通勤届とみなす。

４　通勤届の様式については、当分の間、改正後の規則別記様式第４号にかかわらず、なお従前の例によることができる。

公　　告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第１条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和８年９月29日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　随意契約に係る特定役務の名称及び数量

山形県財務会計システム最適化更新改修業務　一式

２　特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県会計局会計課企画指導・ＤＸ推進担当　山形市松波二丁目８番１号　電話番号023(630)3070

３　随意契約の相手方を決定した日　令和８年８月19日

４　随意契約の相手方の名称及び所在地

日本電気株式会社東北支社　宮城県仙台市青葉区中央四丁目６番１号

５　随意契約に係る契約金額　896,720,000円

６　特定調達契約の相手方を決定した手続　随意契約

７　随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第１項第２号該当

正　　誤

発行年月日	県公報番号	ページ	行	誤	正
令和 8. 7. 7	第718号	676	下から５	9	8
同　7.28	第724号	750	13	山形県病院事業局管理規程第15号	山形県病院事業管理規程第15号

令和８年９月29日印刷　発行所　山　形　県　庁
令和８年９月29日発行　発行人　山　形　県

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。